

# 十念寺檀信徒墓地規約

十念寺に墓地をお持ちの方、新たに墓地を構えられる方は下記の事項をご了解いただきます。

一、 墓地は全て十念寺の所有であり、お貸ししてご使用いただいております。

墓地の使用は十念寺檀信徒に限られ、墓地で十念寺以外の僧侶等が儀式を行うことはできません。

一、 墓地使用にあたり始めに1聖地（90cm×90cm）につき30万円の冥加料（お供え）を納めていただきます。

二、 十念寺護持のため必ず十念寺保存会に入会いただき、1聖地につき月額千円（年額1万2千円）の保存会費を納めていただきます。

三、 冥加料・保存会費は改定される場合があります。保存会費を納めていただいている間は墓地をご使用いただけます。

墓地使用は当該墓地の後継者に限られます。他人に譲渡することはできません。

四、 墓地の使用を終えられたり他の所へ移転される場合は、ご使用の場所を更地にしてお返しください。

五、 5年間以上保存会費を滞納された場合は継続の意向を確認させていただきます。

連絡の取れない時は墓地に広告後、処理いたします。